

議案第 号

公の施設（宝塚市立宝塚園芸振興センター）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年（2025年）9月2日提出

宝塚市長 森 臨太郎

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立宝塚園芸振興センター |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 宝塚市山本東2丁目2番1号
宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
代表取締役 金 岡 栄 興 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年（2026年）4月1日から
令和13年（2031年）3月31日まで |

議案第 号から第 号まで
 公の施設の指定管理者の指定について
 地方自治法(抜粋)
 (公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方
 公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

(資料1)

令和7年(2025年)7月28日

宝塚市長 森 臨太郎 様

宝塚市立宝塚園芸振興センター指定管理者選定委員会
委員長 金地 通生

宝塚市立宝塚園芸振興センターの指定管理者の候補者選定について(答申)

令和7年(2025年)6月16日付け宝塚市諮問第9号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立宝塚園芸振興センターを管理する指定管理者の指定期間が令和8年(2026年)3月31日をもって満了するため、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間における当該施設の指定管理者として適切な候補者を選定します。

(2) 選定する施設

宝塚市立宝塚園芸振興センター

(3) 申請の状況

以下の者から申請がありました。

宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長	金地 道生(元神戸大学大学院農学研究科准教授 農学博士)
委員長職務代理者	田中 香織(宝塚商工会議所 中小企業相談所 所長)
委員	吉田 幸子(宝塚文化財ガイドソサエティ 会長)
委員	近藤 陽子(阪神農林振興事務所 副所長)
委員	茶谷 巖(市民公募委員)

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 令和7年(2025年)6月16日
(募集要項・業務仕様書・選定基準及び応募者の指名等の決定)
- イ 申請期間 令和7年(2025年)6月18日から7月9日まで
- ウ 第2回選定委員会 令和7年(2025年)7月17日
(書類審査及びプレゼンテーション審査の実施、候補者決定)

(3) 審査方法

採点項目(15項目)と配点(120点満点)を設定し、提出された申請書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。選定に際しては、委員5人の評価点を合計して600点満点とし、360点(60%)を必要最低点数と定め、この点数に満たない者は候補者に選定されないこととしました。

3 選定結果

(1) 指定管理者の候補者

宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社の総評価点は600点満点中521点(86.8%)で、必要最低点数360点(60%)を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住 所 宝塚市山本東2丁目2番1号
名 称 宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
代表者 代表取締役 金岡 栄興

(2) 選定理由

宝塚市立宝塚園芸振興センター条例第18条第1項の規定に基づき、宝塚園芸振興センターの管理を行わせるに最適な団体として宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社を引き続き指定管理者応募対象とすることが適当と判断しました。申請のあった宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社の評価点数は600点満点中521点で、86.8%の評価点率でした。

選定に当たり、特に評価された点としては、当該候補者は、本市の植木・花き産業の振興拠点として設置する宝塚園芸振興センターの管理運営のため平成11年(1999年)に設立された会社であり、本施設の管理運営を熟知しており、設立当初からの25年間において培った知識やノウハウを活用し、SDGsを含む常に新しいことに取り組みながらも、堅実で安定した運営がなされている点です。

また、長年にわたり宝塚園芸振興センターを運営してきましたが、これまでから様々

な取組を実施しており向上志向が見られ、将来に向かっても宝塚園芸振興センターの効用を最大限に発揮するとともに、環境や時代の変化にも対応していくことが期待できます。

以上を踏まえ、本委員会としては、同団体を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

4 選定に当たって

当該団体等を指定管理者の候補者として選定するにあたり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、提案内容を誠実かつ確実に履行するように努められることを望みます。

- (1) 今後も引き続き、商品の多様化に努め、気候変動に対応した新しい樹種の販促に取り組むこと。
- (2) 施設の維持管理にかかる経費が老朽化や物価高騰により、今後増えることが予想されるので、収支バランスを保ちつつ、適切な維持管理に努めていくこと。

(資料2)

宝塚市立宝塚園芸振興センター指定管理者審査結果

	事業者名	総評価点(600点満点)	得点率
1	宝塚・山本ガーデン クリエイティブ株式会社	521点	86.8%

宝塚市立宝塚園芸振興センター指定管理者選定委員会 選定集計表

資料2

項目		配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	総合
公平性	設置目的が達成されるものであること	10	8	8	10	10	10	46
	利用対象者が平等な利用を確保できるものであること	10	8	8	8	10	10	44
効果性	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	10	10	8	10	8	10	46
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っているか	10	8	8	10	8	8	42
効率性	経費縮減のための具体的な方策があるか	10	6	6	8	6	8	34
	適正な収支計画がなされているか	10	10	8	8	8	10	44
管理(運営)能力	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	5	5	5	4	5	5	24
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	5	5	5	4	4	5	23
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	5	5	4	4	4	5	22
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	5	5	4	4	4	5	22
	当該施設または類似施設の管理運営実績があるか	5	5	5	4	5	5	24
管理(維持)能力	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	10	8	8	8	8	8	40
	施設の維持管理の範囲が適性でその体制が明確にされ、安全・安心の施設管理が出来ること	5	4	4	4	3	5	20
特殊性	植木・花き産業の振興及び市民への花や緑に関する普及や啓発に努めているか	10	10	8	10	10	10	48
	植木・花きに係る研究、開発及び研修を推進できるか	10	8	6	10	8	10	42
計		120	105	95	106	101	114	521
								適否

法人等の活動概要

令和7年7月1日現在

項 目		内 容			
法人等名称		宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社			
代表者役職・氏名		役職名	代表取締役	氏名	金岡 栄興
所在地		宝塚市山本東2丁目2番1号			
設立年月日		平成11年 11月 11日			
資本金（千円）		50,000			
会計年度		4月 1日 ～ 3月 31日			
役員構成・氏名		役職名	代表取締役	氏名	金岡 栄興
		役職名	取締役	氏名	阪上 和彦
		役職名	取締役	氏名	金岡 昇
		役職名	取締役	氏名	阪上 正吾
		役職名	取締役	氏名	岡本 直也
		役職名	取締役	氏名	武呂 敬三
		役職名	取締役	氏名	金岡 昭弘
		役職名	取締役	氏名	若生 和也
		役職名	取締役	氏名	木原 宏文
		役職名	取締役	氏名	阪上 喜代士
		役職名	取締役	氏名	金岡 清富
		役職名	取締役	氏名	阪上 栄仁
		役職名	監査役	氏名	西尾 晃一
		役職名	監査役	氏名	金岡 芳一
従業員数	従業員総数	39人			
	うち	有資格者の種類、経歴等			人数
	有資格者の				人
	保有状況				人
経営理念及び方針		当あいあいパークは平成11年に、園芸産業の核施設となり地域が活性化すること、園芸産業が宝塚にとって無くてはならない存在になることを目的に、地元の熱い思いと宝塚市の大いなる理解、協力を得て完成した施設で、以下を経営方針としています。 ①宝塚の園芸振興に貢献し、地域の活性化を図る。 ②従業員、取引先を大切にする。 ③適正な利潤を元に、地域発展に寄与する。			
沿革		宝塚市山本地区は、約千年の歴史の中で木接術を生み出すなど植木産地として先駆的な役割を果たし、永く日本三大植木生産地の一つとしての地位を保ってきました。 宝塚市における植木産業は、現在も主要な地場産業として、また、全国花き植木業界の流通拠点として確固たる地位を占めています。			

	一方で、近年は小規模宅地開発がますます進み、造園、植栽需要の減少により様々な需要に対応することが花き植木産業に求められるようになってきました。こうした中で、山本地区の植木産業を将来に渡って維持、発展させたいという思いから、植物を中心とした園芸の情報発信施設としてあいあいパークが誕生しました。
組織図	※組織図を添付のこと
目的	宝塚市が植木振興施設として建設する宝塚園芸振興センターを事業展開の拠点として、市と地元が一体となった会社を設立することで植木産地としての多岐にわたる専門業者の技術を結集し、花き植木産業の振興と地域活性化を図るため、花き植木に関する情報収集、地場産業のPR、展示即売や販売促進を中心に広く花き植木の普及啓蒙等を事業として展開するため設立されたものです。花き植木産業の情報発信基地として、地域のみならず、広く花き植木専門業者、園芸愛好者などの要請に応えられるものと確信しています。
事業内容	① 植物・園芸用品の販売 ② 喫茶店 ③ カルチャー教室 ④ 駐車場・多目的教室管理運営、モデル展示場管理運営 ⑤ 山本新池公園植栽維持管理 ⑥ 園芸振興事業 ⑦ その他
その他特記事項	

平成17年6月30日

条例第48号

(指定管理者の指定)

第18条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募によることなく、園芸振興センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体であると認めるものを候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に園芸振興センターの管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による候補者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が園芸振興センターの効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 園芸振興センターの管理を安定して行う能力を有していること。